

第2次いの町子ども読書活動推進計画

【平成29年度～平成33年度】

いのっ子の
未来を築く力を育む
読書のまち

目 次

第1章 第1次計画（平成24～28年度）の検証

- 【1. 第1次計画基本目標及び計画の体系】・・・・・・・・・・1
- 【2. 現状】・・・・・・・・・・2
 - （1）家庭・地域・・・・・・・・・・2
 - （2）園・学校等教育機関・・・・・・・・・・2
 - （3）図書館等・・・・・・・・・・2
- 【3. 成果と課題】・・・・・・・・・・3

第2章 第2次計画の基本方針

- 【1. 計画策定の基本的な考え方】・・・・・・・・・・5
- 【2. 計画期間】・・・・・・・・・・5
- 【3. 基本理念】・・・・・・・・・・5
- 【4. 基本目標】・・・・・・・・・・6

第3章 計画推進のための具体的な取り組み・・・・・・・・・・6

- 【1. 家庭・地域における読書活動の推進】・・・・・・・・・・7
- 【2. 園・学校等教育機関における読書活動の推進】・・・・・・・・・・8
- 【3. 図書館等における読書活動の推進】・・・・・・・・・・8

第2次の町子ども読書活動推進計画の取り組み体系・・・・・・・・・・10

用語解説（本文中※印箇所についての説明）・・・・・・・・・・11

《資料編》

- 1. 全国学力・学習状況調査回答結果集計抜粋・・・・・・・・・・12
- 2. ブックスタート事後アンケート回答結果集計抜粋・・・・・・・・・・18
- 3. 子どもの読書活動推進に関する法律・・・・・・・・・・19
- 4. 文字・活字文化振興法・・・・・・・・・・21

第1章 第1次計画（平成24～28年度）の検証

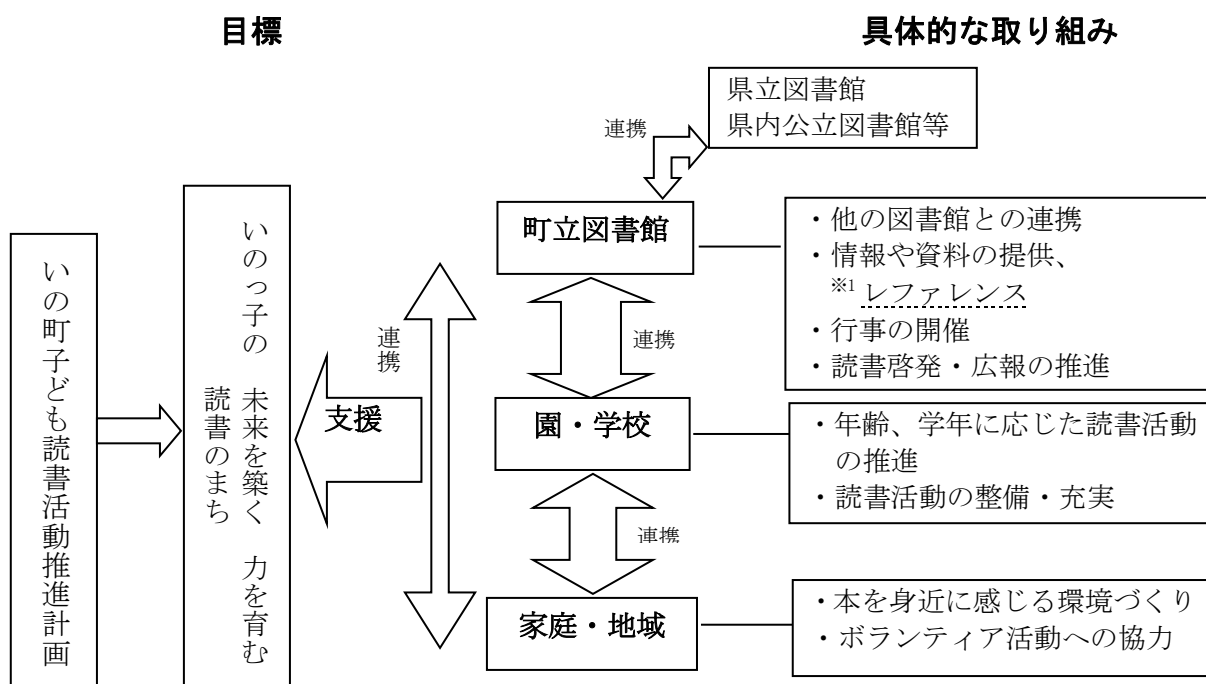
【1. 第1次計画基本目標及び計画の体系】

第1次計画では「子どもの読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものである」という「子どもの読書活動の推進に関する法律」の基本理念に基づき以下の3点を基本目標として、子どもたちが充実した読書活動を行えるよう取り組みを進めてきました。

基本目標

- (1) 家庭、地域、学校が連携し、子ども自らが読書に親しめる環境整備の推進
- (2) 読み聞かせ等を行っているボランティアとの情報交換及び活動の支援
- (3) 学校図書館と町立図書館の連携を密にし、資料貸出等の協力体制の充実

第1次計画の体系図



【2. 現状】

（1）家庭・地域

- ・4か月児を対象に健診時に※2 ブックスタートを実施し、家庭で本と触れ合える環境づくりを促しています。
- ・図書館では、児童書のテーマ展示や親子で参加できる行事の開催、レファレンスや読書相談など児童サービスの充実を図っています。
- ・読み聞かせボランティア勉強会を開催し、その資質向上と交流の機会を設けています。
- ・天王コミュニティセンター内には地域の図書室があり、ボランティアにより運営されています。

（2）園・学校等教育機関

- ・教員、保護者、ボランティア、図書館職員、外部講師などによる読み聞かせの時間が定着し、子どもたちが本やお話の楽しさに触れる機会が増えています。
- ・学校においては、図書だよりの発行や、読書マラソン、ポップづくりなど工夫を凝らした読書活動を推進しています。また図書室の選書に子どもたちの声が反映され、読書意欲の高い子どもたちが育っています。
- ・小学校では図書資料を活用した授業を積極的に取り入れています。

（3）図書館等

- ・通常の図書に加え大型絵本や仕掛け絵本、外国語の図書、学習漫画、布絵本など、子どもたちの知的好奇心を刺激する資料を充実させるとともに、子どもたちの疑問に応え調べ学習に役立つ資料の収集に努めています。
- ・児童書のテーマ展示や定期的なお話会、図書館まつりやかるた大会など小さいころから子どもが本や図書館に親しみ、保護者も子どもの読書に関心を持つような行事を企画開催しています。
- ・園・学校等教育機関に職員や講師を派遣し、妊娠期から中学生まで途切れることなく発達段階に応じた読書活動の支援を行っています。
- ・移動図書館バスの巡回により、図書館から遠隔にある地域や学校に図書を届けています。
- ・町広報誌やホームページで、新刊案内やイベント告知などの広報を行っています。
- ・高知県立図書館の支援協力や図書館間の相互貸借制度を活用し、学校用の学習資料や子どもたちのリクエストに対応しています。
- ・いの町立図書館の他、いの町立図書館枝川分室・吾北中央公民館図書室・本川新郷土館図書室が設置されています。また、住民の読書環境の格差解消のため移動図書館バス「やまびこ号」が地域を巡回しています。

【3. 成果と課題】

～ブックスタート事業から～

平成 28 年度にいの町の 7 ヶ月児保護者 112 名を対象に実施した「ブックスタート事後アンケート」によると、絵本を「読んでいない」と答えた保護者の割合は 0%でした。（「読んでいる」96.4%、「他の絵本を読んでいる」3.6%）そして「絵本が赤ちゃんとのふれあいに役立つと思いますか」という設問に対しては、100%の人が「はい」と回答しています。

また、事業実施後に図書館を利用した人の割合は 29.5%、利用していない人のうち「行ってみたい」と答えた人の割合は 82.4%となっています。

これらのことから、ブックスタート直後の効果として保護者の絵本への興味関心が喚起され、家庭での読み聞かせが実践されていると同時に、この取り組みをきっかけに保護者の図書館への関心が高まっていることがわかります。

本に親しみを持つきっかけとなるこの取り組みを継続するとともに、読書習慣を定着させるためにはブックスタート前後のフォローアップ強化が重要となります。

📊 アンケートの結果 📊

ブックスタート（4 ヶ月健診）で「読み聞かせ」を受けてどのように感じたか

楽しかった 53.6%

ほっとする時間が持てた 19.6%

絵本がもらえてうれしかった 56.3%

図書館員と話ができてよかった 10.7%

ブックスタート（4 ヶ月健診）で渡した絵本を読んでいるか

よく読んでいる 56.3%

何度か読んだ 42.9%

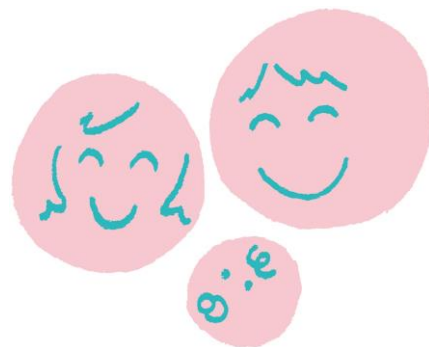
他の絵本を読んでいる 3.6%

読んでいない 0%

絵本が赤ちゃんとのふれあいに役立つと思うか

はい 100%

いいえ 0%



～全国学力・学習状況調査から～

平成 28 年 4 月に実施された全国学力・学習状況調査によると「読書が好き」と答えたいの町の小学生は 77.7%、中学生は 83.4%でした。学校の授業時間以外に 30 分以上の読書をする子どもの割合は、小学生中学生ともに高知県よりも全国よりも高く、このことから本町の子どもたちには読書への親しみが育まれていることが成果として挙げられます。

一方、読書が好きではない、全く読書をしないと回答した子どもの数は増加の兆しが見られ、学校図書館や公共図書館を利用する子どもの数も減少傾向にあります。読書離れ、図書館離れに

歯止めをかけ、全く読まない子どもたちを減少させていくことが大きな課題となっています。

また、小中学校で実施されている図書館資料を活用した授業の回数において、小学校では「月に数回以上」の割合が 85.7%と非常に高い水準となっているのに対し、中学校では「学期に数回程度」が 60.0%、「年に数回程度」が 40.0%となっています。学校図書館と町立図書館のさらなる連携のもと、学校図書館の機能強化を図り、深い学びにつながる読書活動を推進することが必要です。

📖 調査の結果 📖

読書が「好き」と答えた子どもの割合

小学生 平成 25 年 76.7%→平成 28 年度 77.7% 増
中学生 平成 25 年 74.8%→平成 28 年度 83.4% 増

学校の授業以外に、1 日当たり 30 分以上読書をする子どもの割合

小学生 平成 25 年度 41.3%→平成 28 年度 39.7% 減
中学生 平成 25 年度 74.8%→平成 28 年度 83.4% 増

学校の授業時間以外に全く読書をしない子どもの割合

小学生 平成 25 年度 13.6%→平成 28 年度 17.5% 増
中学生 平成 25 年度 34.0%→平成 28 年度 20.2% 減

学校図書室や図書館を月に 1 回以上利用する子どもの割合

小学生 平成 25 年度 46.8%→平成 28 年度 34.4% 減
中学生 平成 25 年度 32.7%→平成 28 年度 35.0% 増

図書館資料を活用した授業を月に数回以上実施した割合

小学校 平成 27 年度 85.7%（高知県 49.2% 全国 43.1%）
中学校 平成 27 年度 0%（高知県 14.7% 全国 11.7%）

子どもたちの読書習慣の形成と豊かな感性及び想像力の育成のためには、地域や関係機関が連携してよりよい親子関係の構築を支援し、乳幼児期から本に親しむ環境づくりに取り組むとともに、妊娠期から中学生まで途切れることなく発達段階に応じた読書支援を行うことが必要です。

第2章 第2次計画の基本方針

【1. 計画策定の基本的な考え方】

いの町においては平成24年3月に、国の「子どもの読書活動の推進に関する法律」（平成13年12月公布・施行）、「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」（平成14年8月策定）、県の「高知県子ども読書活動推進計画」（平成18年11月策定）に基づいて「いの町子ども読書活動推進計画」を策定し取り組みを進めてきました。

しかしながら、第1次計画に掲げた基本目標の達成に向けては、依然として様々な課題が残されています。また、計画期間中の教育改革や地方創生などの動向や、急速な情報化の進展に伴う読書環境の変化に伴い、新たな課題も浮かび上がってきていることから、第2次計画ではこれまで以上の取り組みが求められます。

今回の計画は、第1次計画の検証を基に「第2次いの町教育振興基本計画」との整合性を図りながら、いの町の子どもたちが^{※3}自尊感情を高め心豊かに育つための読書環境の在り方や読書活動の方向性を示すものです。

【2. 計画期間】

計画期間は、平成29年度から平成33年度までの5年間とします。

なお、必要に応じて見直しを行うこととします。

【3. 基本理念】

子どもの読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものです。「いの町に生まれ育つすべての子どもに読書習慣を定着させ、自尊感情が高く心豊かな人間性と主体的・能動的に情報を収集し活用する力をはぐくむ」ことを基本理念として、子どもの読書活動の推進を図ります。



【4. 基本目標】

計画の基本理念に基づき読書活動を推進していくために、次の3項目を基本目標とします。

（１） いつでもどこでも子どもが自ら読書に親しめる環境の整備と充実

子どもたちが小さいころから読書に親しむ環境をつくるためには、身近な読書の拠点である町立図書館の機能の充実が不可欠です。読書環境の格差解消に向け、地域の読書環境を支える役割を担う町立図書館の取り組みを中心に、読書環境の充実強化を目指します。

（２） 子どもの読書活動を推進する人材の育成

子どもの読書活動推進のためには、関係機関職員や地域の読み聞かせボランティアなどさまざまな立場から支援を行う人材を育成することが必要です。同時に、読書を通じた人々との交流の中で、子どもたちの豊かな感性が育まれることを期待します。

（３） 発達段階に応じた読書活動の推進と支援

子どもたちが自主的に読書する習慣を身に付けるためには、よりよい親子関係の構築を基盤に、乳幼児期から本に親しむ機会と成長に応じた支援を途切れずにつないでいくことが重要です。一人ひとりの発達状況に応じて、心豊かな成長を支える読書環境を、家庭・地域・学校・図書館等が連携し整えていくことが必要です。



第3章. 計画推進のための具体的な取り組み

- ・ブックスタート事業
- ・※⁴ 本との出会い推進事業
- ・移動図書館巡回広域化事業
- ・講師派遣による※⁵ ストーリーテリングの実施
- ・家庭・園・学校・図書館・子育て支援センターなどでの読み聞かせの実施

これらの事業や活動を中心に、関係機関ごとに次のような視点で具体的施策に取り組みます。

【1. 家庭・地域における読書活動の推進】

乳幼児期から本に親しみ、日常的に読書をする習慣を定着させるには、保護者の理解や協力が不可欠です。子どもの読書活動に関する事業についての周知を強化し、子どもたちが本に親しむ機会を増やすと同時に、保護者が子どもの読書推進に関心を持つよう働きかけていきます。

また、地域のボランティアと町立図書館が連携を図り、子どもたちの読書活動を推進します。

図書館職員は、子育て支援と読書推進の両方の視点を持って活動を行い、保護者や子どもたちとの間に信頼関係を築けるような働きかけを心掛け、妊娠期からの切れ目のない読書支援を目指します。

具体的な取り組み



【妊婦さんのひろば「プレママほっとルーム」】

- ・妊娠中及び産後のお母さんが心穏やかによりよい親子関係を構築できるよう、保育士・保健師・司書などが連携し、様々な角度からサポートを行います。

【乳幼児健診会場】

- ・4ヶ月児健診時に「赤ちゃんと一緒に絵本を開く楽しい体験」と共に「絵本2冊」を手渡す「ブックスタート事業」を展開し、本を通して子育てを楽しむ環境づくりを支援します。
- ・7ヶ月、1.6歳児、3歳児健診の際、絵本の展示や読み聞かせ、絵本の紹介などを行います。
7ヶ月児健診では、ブックスタートの際配布した絵本の活用や家庭での様子などについてアンケートを実施し、フォローアップを図ります。

【子育て支援センター「ぐりぐらひろば」】

- ・図書館職員が定期的に出向き、読み聞かせやわらべうた、手遊びなどを紹介したり、保護者の読書相談に応じたりします。また図書館から、絵本や読み物、雑誌、育児書などを配本し、訪れた方がいつでも本に触れることができる環境を整備します。

【図書館等】

- ・赤ちゃんとお母さんが安心して読書を楽しめるよう、衛生的で安全な環境の整備に努めるとともに、利用者の声に耳を傾けた工夫や改善を図り、図書館の利用を促進します。
- ・子どもたちが図書館へ足を運ぶきっかけや読書の楽しさを知る機会となるイベントを企画開催し、図書館の利用を促進します。
- ・園や学校で活動するボランティアの育成を支援し、交流や研修の機会を提供します。



【2. 園・学校等教育機関における読書活動の推進】

生涯にわたり本に親しむ習慣を身に付け、主体的・能動的に情報を収集し活用する力をはぐくむために、教育機関は大きな役割を担っています。読書習慣を定着させるためには、教職員が読書活動の重要性を認識し、子どもたちに「読書の楽しさ」を体験させることが大切です。子どもたちが親しみを持てる学校図書室の運営に努め、図書を活用した授業を推進するとともに、教育機関が連携を図り、家庭での読書の時間を位置付ける取り組みを行うことが必要です。

さらに、町独自の事業により「本との出会い推進員」が、園・学校等教育機関に出向き読書活動の推進を支援する取り組みを行います。学校に対しては、学校図書館の基本的な機能ともいえる「読書活動の拠点となること、授業に役立つ資料を備え学習支援を行うこと、情報活用能力を育むこと」を念頭に、学校図書館機能の充実に向け町立図書館からの継続的な働きかけを行います。

また、教育機関では、保護者や地域のボランティアが、子どもたちに本と親しむ機会を提供しています。こうした活動は子どもの読書推進における大きな力になると同時に、子どもたちが読書を通して様々な人と触れ合い豊かな感性や学ぶ意欲を培う機会となることから、ボランティアの育成やその資質向上を図る取り組みを強化していくことが必要です。

具体的な取り組み

【子育て支援センター「ぐりぐらひろば」・幼稚園・保育園

小学校・中学校・教育支援センター「のぞみ教室」

- ・教職員が読書活動について学ぶ研修会を実施します。
- ・全ての子どもたちに、本やお話に親しむ機会を提供します。
- ・教育機関の連携により、家庭での「読書の時間」を位置付ける取り組みを行います。
- ・保護者に対し、家庭で子どもと読書の時間を共有し、保護者自身が読書に親しむよう呼びかけを行います。
- ・ボランティアによる読み聞かせを積極的に推進します。

【小学校・中学校】

- ・学校図書室には、子どもたちや教員の声を反映させた資料を充実させ、図書室や図書資料を活用しやすい環境の整備に努めます。
- ・児童生徒を主体とした図書委員会の活動を支援します。
- ・学校図書室や図書資料を活用した授業を積極的に推進します。
- ・各機関と町立図書館が連携を図り、必要な資料が必要な時に届く仕組みを構築します。

【3. 図書館等における読書活動の推進】

町立図書館は子どもの読書活動を推進していくうえで核となる施設となります。資料の充実や図書館サービスの拡充はもとより、関係機関の支援及び連携の体制整備を進めることが求められます。

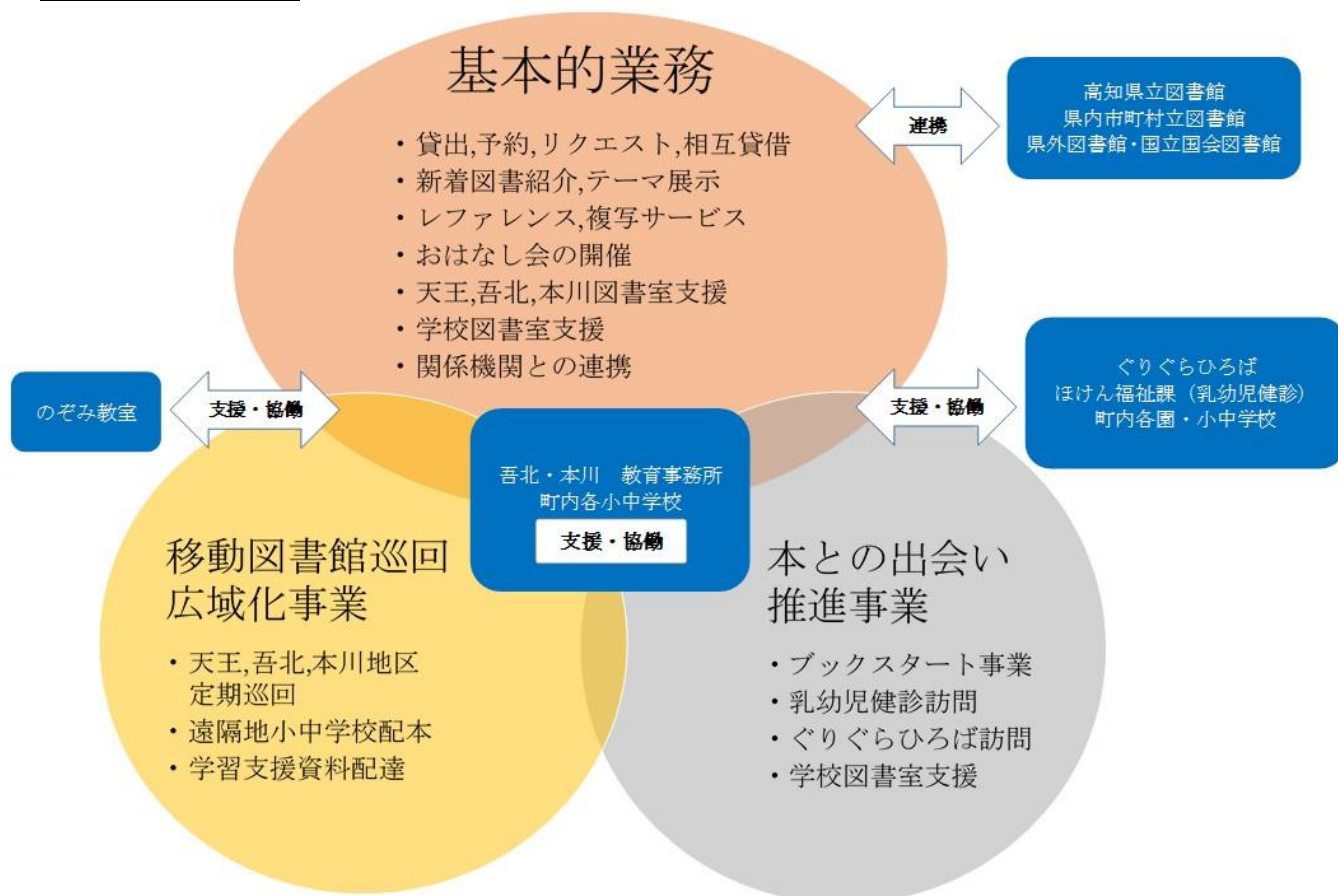
いの町においては、地理的な観点から読書環境の地域間格差の解消に向けて、町全域に本を届ける仕組みの構築が不可欠です。特に、町立図書館から遠隔にあるために多様な本に出会う機会が限られる地域に対してサービスと、学校における図書資料を活用した学習の支援に重点を置き取り組みを進めます。

さらに、関係機関と連携し子どもたちの読書意欲を喚起する様々な行事を企画開催し図書館の利用促進を図るとともに、本館・枝川分室・移動図書館バス・本との出会い推進員、全てのスタッフの情報共有のもと、広い視野を持って子どもたちの読書活動を推進します。

具体的な取り組み

- ・読み物だけでなく、子どもたちの知識や好奇心を広げる図書資料の充実を図ります。
- ・町広報誌やホームページを活用し、情報の発信・提供の充実を図ります。
- ・図書館へ来るきっかけや読書の楽しさを知る機会となるイベントを開催し、図書館の利用を促進します。
- ・妊娠期から中学生まで、発達段階に応じた切れ目のない読書支援を強化します。
- ・小中学校における「※⁶ 主体的・対話的で深い学び」の実現に向け、資料センターとしての機能充実を図ります。
- ・図書館遠隔地域を中心に、移動図書館バスの巡回を実施し地域間格差の解消に努めます。

図書館活動体系図



第2 次の町の子ども読書活動推進計画の取り組み体系

基本理念	基本目標	主な取り組み
いの町に生まれ育つすべての子どもに読書習慣を定着させ 自尊心が高く心豊かな人間性と、主体的・能動的に情報を収集し活用する力をはぐくむ	(1) いつでもどこでも子どもが自ら読書に親しめる環境の整備と充実 (2) 子どもの読書活動を推進する人材の育成 (3) 発達段階に応じた読書活動の推進と支援	【家庭・地域】 ・本との出会い推進員による妊産婦のサポート (3) ・ブックスタート事業 (1) (3) ・本との出会い推進員による乳幼児健診訪問 (3) ・本との出会い推進員による子育て支援センター訪問 (1) (3) ・図書館の環境整備と利用促進 (1) ・子どものための図書館行事開催 (1) (3) ・ボランティア育成支援及び交流機会の提供 (2)
		【園・学校等教育機関】 ・教職員対象研修会の実施 (2) ・本やお話に親しむ機会の提供 (1) (3) ・「読書の時間」を位置付ける取り組み (1) (3) ・保護者の読書推進 (2) ・ボランティアによる読み聞かせの推進 (1) (2) (3) ・学校図書室の環境整備 (1) (3) ・図書委員会活動支援 (1) (3) ・学校図書室や図書資料を活用した授業の推進 (1) (3) ・町立図書館との連携 (1) (3)
		【図書館】 ・図書資料の充実 (1) (3) ・広報活動・情報発信の充実 (1) (3) ・図書館利用促進のためのイベント開催 (1) (3) ・発達段階に応じた切れ目のない読書支援の強化 (1) (3) ・「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた資料センター機能の充実 (1) (3) ・移動図書館バスの巡回による地域間格差の解消 (1)

「主な取り組み」末尾の(1)～(3)の数字は、基本目標の(1)～(3)のどの項目達成のための取り組みかを示すものです。

用 語 解 説

No.	用 語	解 説	P
1	レファレンス	利用者の問い合わせに対し、図書館資料を案内したり、図書館資料に基づいて回答したりするサービスです。	1
2	ブックスタート	乳幼児健診等の機会に、赤ちゃんと保護者に対し親子で一緒に絵本を楽しむことの大切さを伝えながら絵本を手渡す取り組みで、いの町では図書館が主体となり4ヵ月健診時に実施しています。	2
3	自尊感情	いの町教育委員会が目指す自尊感情は・・・ 「自尊感情」は、「自尊心」とは違い、ありのままの自分を受け入れ、また、相手をもありのまま受け入れることができる心情です。「自尊感情」が高ければ、規範意識も高まり、人間関係構築力も高まります。そして、何事にも意欲的に取り組むことができるようになります。いの町教育委員会はそのような心の育成に取り組めます。	5
4	本との出会い推進事業・推進員	妊娠期から中学生まで切れ目ない読書支援を行うため、いの町が独自に展開する事業です。図書館に所属する本との出会い推進員が、各関係機関に出向き、妊産婦や乳幼児及びその保護者に対する読書推進や小中学校図書室の支援などを行っています。	6
5	ストーリーテリング	語り手が覚えた昔話や物語などを、本を見ないで語るもので「お話」とも呼ばれます。	6
6	主体的・対話的で深い学び	平成29年3月に公示された、次期学習指導要領において「主体的・対話的で深い学び」という方向性を打ち出し、授業改善を求めています。図書館及び学校図書室は、読書活動の推進のために利活用されることに加え、調べ学習や新聞を活用した学習など、各教科等の様々な授業で活用されることにより、子どもたちの言語能力、情報活用能力、問題解決能力等の育成を支え、主体的・対話的で深い学びを効果的に進める基盤としての役割が期待されています。	9

資 料 編

1. 全国学力・学習状況調査回答結果集計抜粋・・・・・・・・・・ 12
2. ブックスタート事後アンケート回答結果集計抜粋・・・・・・・・ 18
3. 子どもの読書活動推進に関する法律・・・・・・・・・・・・・・ 19
4. 文字・活字文化振興法・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 21

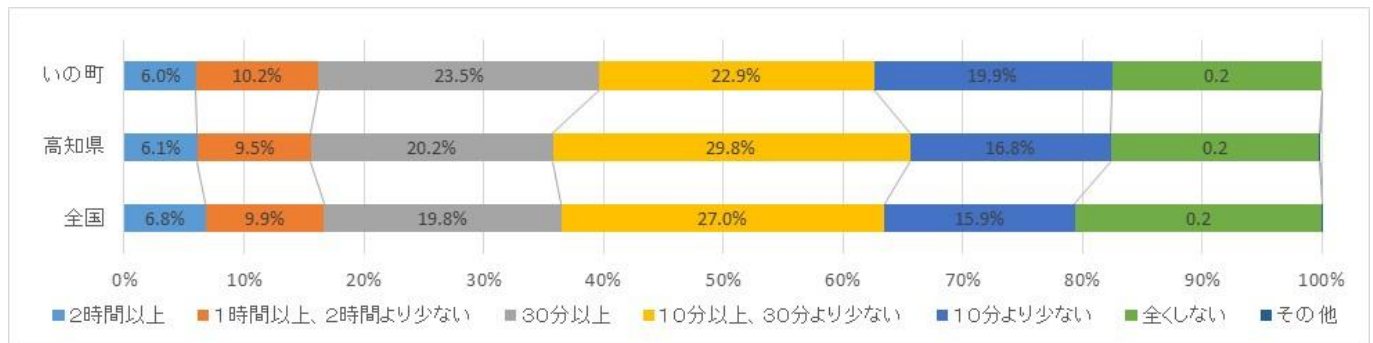
平成28年度全国学力・学習状況調査 回答結果集計 抜粋

以下の集計値は、平成28年4月19日に実施した調査の結果を集計した値である。

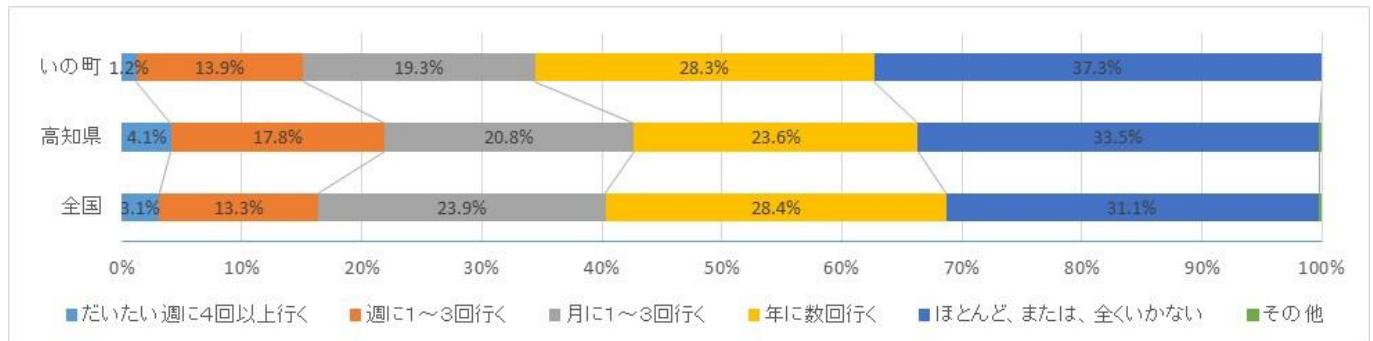
小学校調査

児童（小学校第6学年）

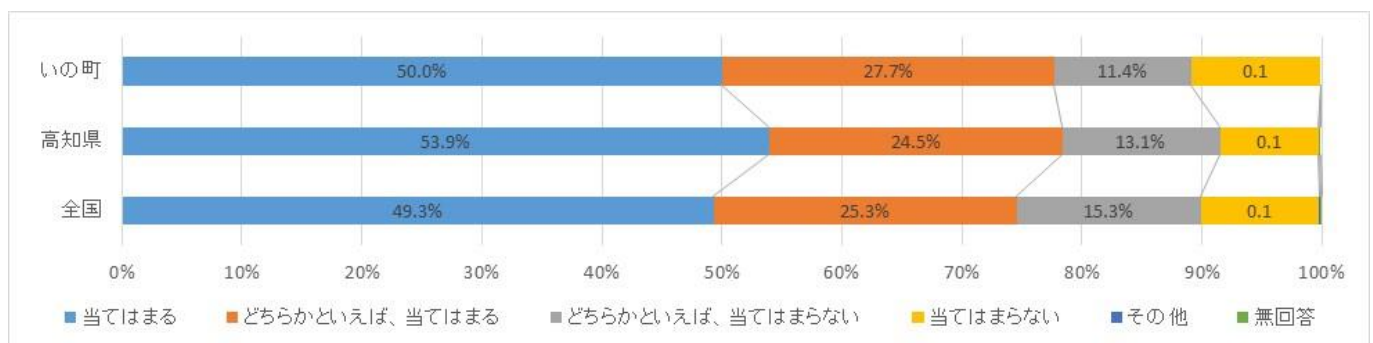
(17) 学校の授業時間以外に、普段（月～金）、1日当たりどれくらいの時間、読書を行いますか（教科書や参考書、漫画や雑誌は除く）



(18) 昼休みや放課後、学校が休みの日に、本（教科書や参考書、漫画や雑誌は除く）を読んだり、借りたりするために、学校図書館・学校図書室や図書館にどれくらい行きますか

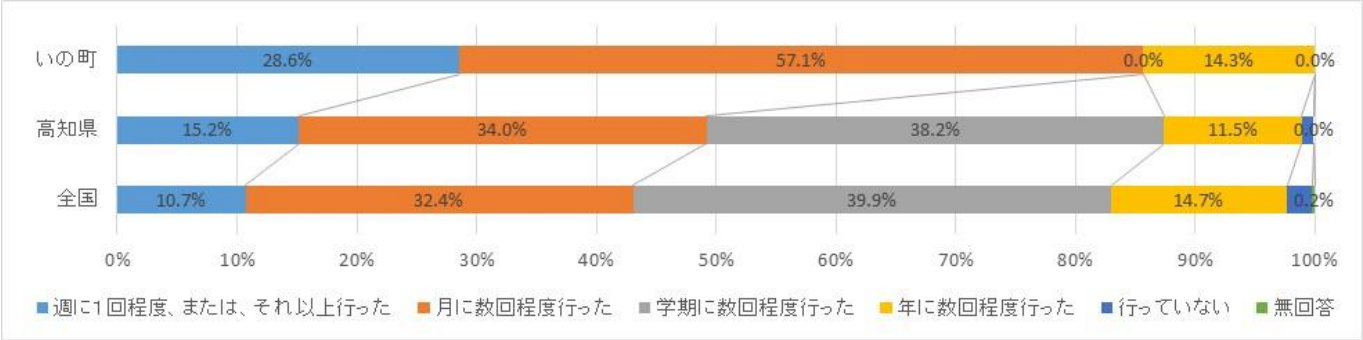


(64) 読書は好きですか



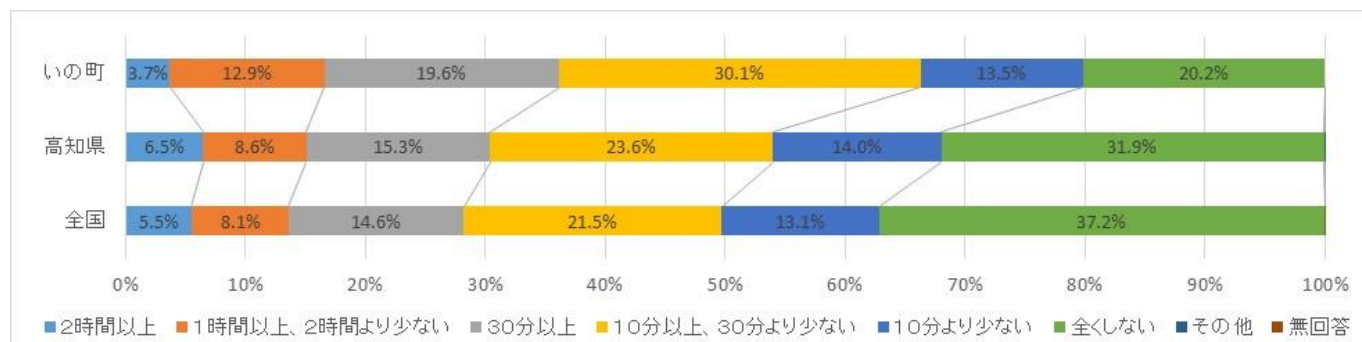
学校

(24) 調査対象学年の児童に対して、前年度に、図書館資料を活用した授業を計画的に行いましたか

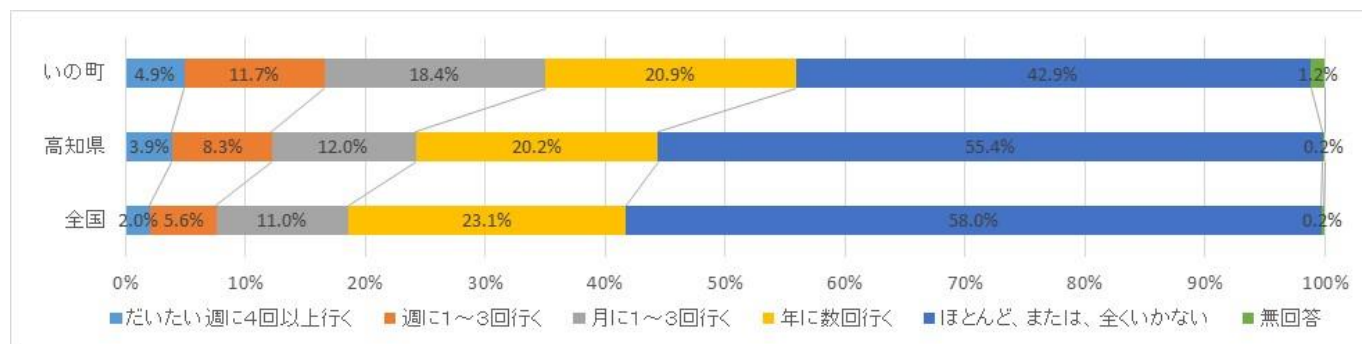


生徒 (中学校第3学年)

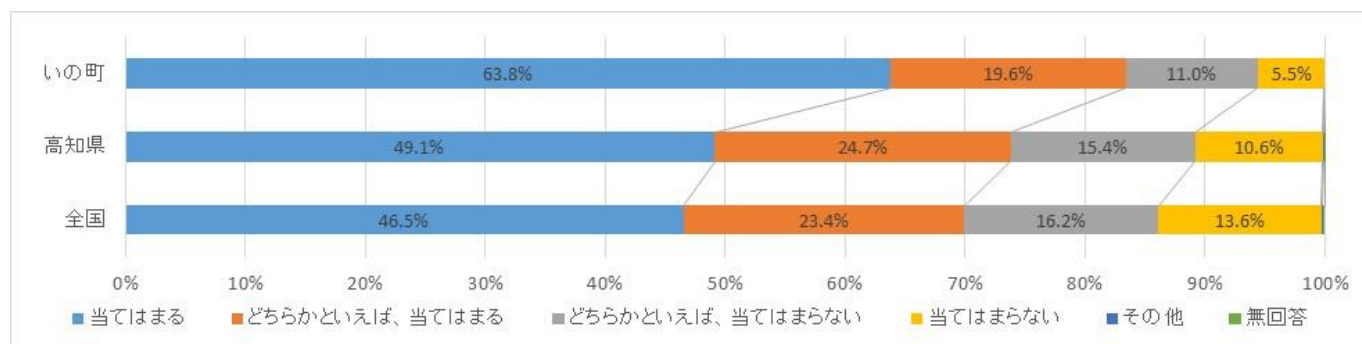
(17) 学校の授業時間以外に、普段（月～金）、1日当たりどれくらいの時間、読書を行いますか（教科書や参考書、漫画や雑誌は除く）



(18) 昼休みや放課後、学校が休みの日に、本（教科書や参考書、漫画や雑誌は除く）を読んだり、借りたりするために、学校図書館・学校図書室や図書館にどれくらい行きますか

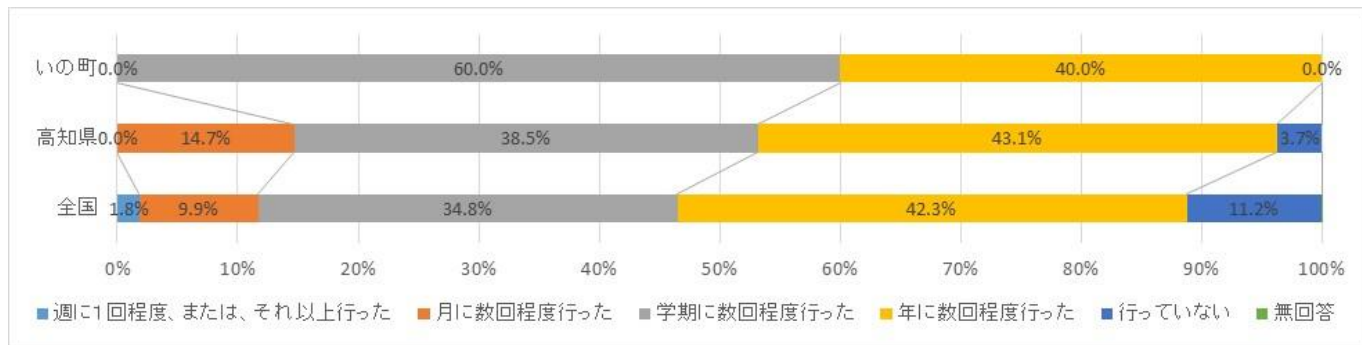


(64) 読書は好きですか



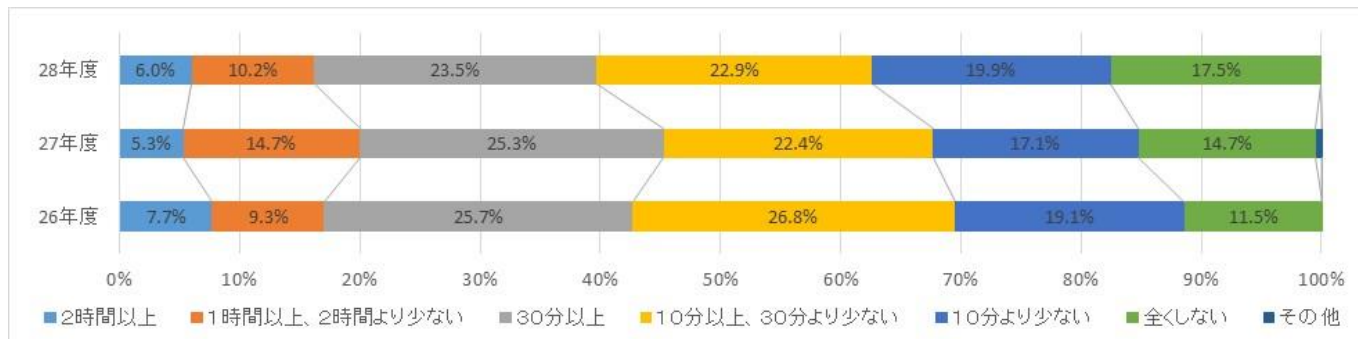
学校

(24) 調査対象学年の生徒に対して、前年度に、図書館資料を活用した授業を計画的に行いましたか

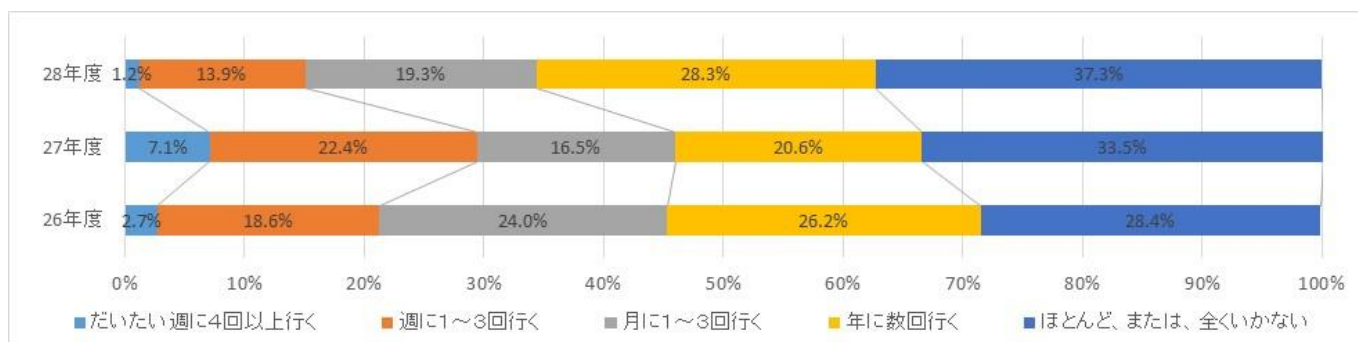


児童（小学校第6学年）

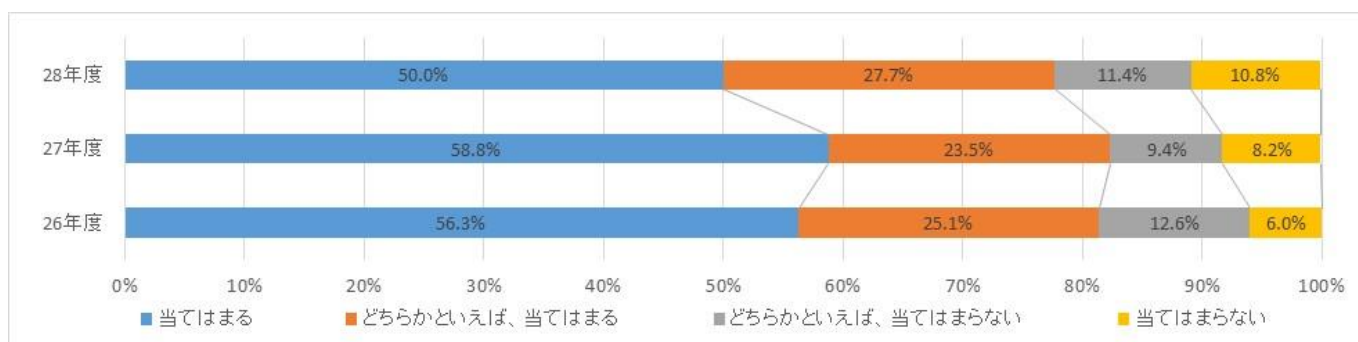
(17) 学校の授業時間以外に、普段（月～金）、1日当たりどれくらいの時間、読書を行いますか（教科書や参考書、漫画や雑誌は除く）



(18) 昼休みや放課後、学校が休みの日に、本（教科書や参考書、漫画や雑誌は除く）を読んだり、借りたりするために、学校図書館・学校図書室や図書館にどれくらい行きますか



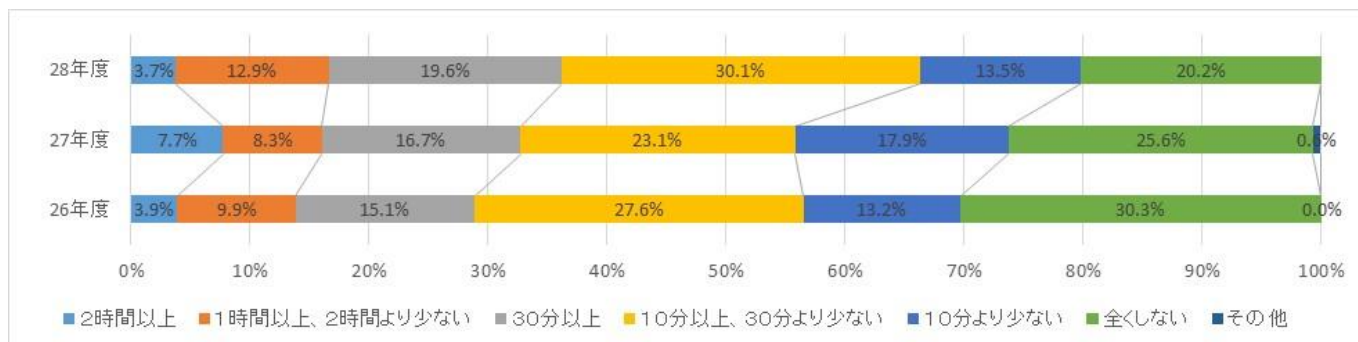
(64) 読書は好きですか



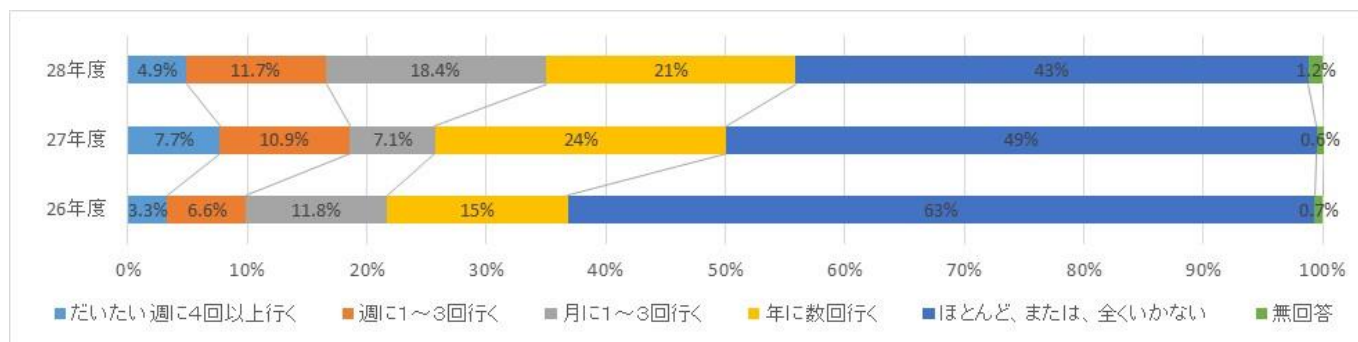
中学校調査

生徒（中学校第3学年）

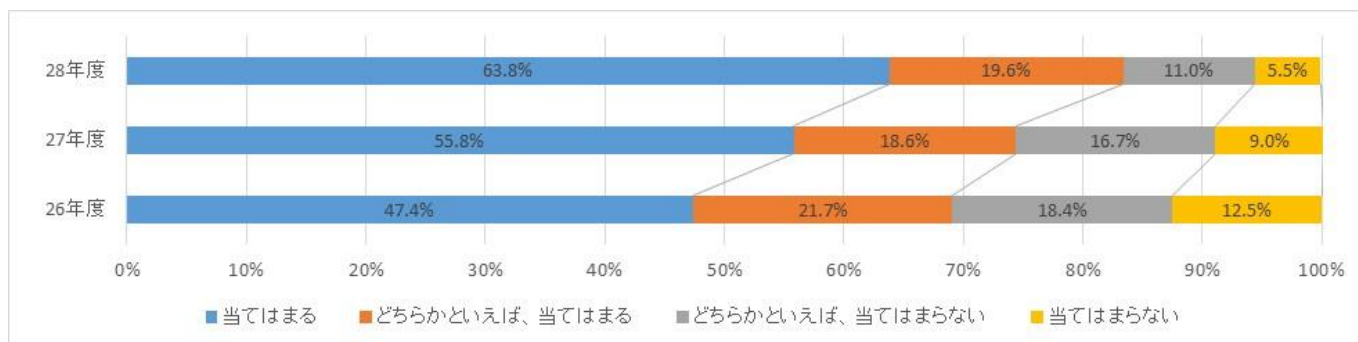
(17) 学校の授業時間以外に、普段（月～金）、1日当たりどれくらいの時間、読書を行いますか（教科書や参考書、漫画や雑誌は除く）



(18) 昼休みや放課後、学校が休みの日に、本（教科書や参考書、漫画や雑誌は除く）を読んだり、借りたりするために、学校図書館・学校図書室や図書館にどれくらい行きますか



(64) 読書は好きですか



平成28年度ブックスタート事後アンケート 回答結果集計 抜粋

以下の集計は、平成28年5月～29年3月に実施したアンケートの結果を集計した値である。

(7ヵ月児保護者対象)

No.	質問	回答					
①	ブックスタート(4ヵ月健診)で「読み聞かせ」を受けてどのように感じましたか？【複数回答可】	楽しかった	ほっとする時間 がもてた	絵本がもらえて うれしかった	図書館員と話が できてよかった	あまり印象に 残っていない	
	全体のうち	53.6%	19.6%	56.3%	10.7%	0.0%	
②	ブックスタート(4ヵ月健診)でお渡しした絵本を読んでいますか？	よく読んでいる	何度か読んだ	他の絵本を読んでいる	読んでいない		
		56.3%	42.9%	3.6%	0.0%		
③	絵本が赤ちゃんとのふれあいに役立つと思いますか？	はい	いいえ				
		100.0%	0.0%				
④	チランなどでお知らせした施設を4ヵ月健診受診後に利用しましたか？						
	ぐりぐらひろば	はい	いいえ				
		42.0%	58.0%				
	図書館	はい	いいえ				
		29.5%	66.1%				
④-2	行ってみたいと思いますか						
	ぐりぐらひろば	はい	いいえ	回答なし			
	「いいえ」回答者のうち	61.5%	15.4%	23.1%			
	図書館	はい	いいえ	回答なし			
	「いいえ」回答者のうち	82.4%	5.4%	13.5%			
⑤	どのような状況であれば「読み聞かせ」ができると思いますか？	時間や周りの助けがある状況ができれば	赤ちゃんがもう少し大きくなったら	自分の気持ちの余裕が出来たら	誰かに読み方などを教えてもらえたら		
		52.7%	13.4%	28.6%	0.0%		
質問②で「よく読んでいる・何度か読んだ・他の絵本を読んでいる」と答えた方のみ							
⑥	主に誰が読んでいますか【複数回答可】	母親	父親	祖母	祖父	きょうだい	その他
	全体のうち	98.2%	30.4%	13.4%	2.7%	15.2%	0.0%
⑦	読み聞かせをしているとき、お母さん(お父さん)はどのような気持ち・状況ですか？【複数回答可】	楽しいと感じる	ほっとする時間	子どもの表情や成長を感じられる	育児で忙しいので義務的になってしまう	赤ちゃんが興味を示さず残念	
	全体のうち	56.3%	38.4%	55.4%	0.9%	4.5%	
⑧	読み聞かせをしているとき赤ちゃんはどのような反応をしていますか？【複数回答可】	絵本を見ている	興味は持っている様子	興味がなさそうに見える			
	全体のうち	69.6%	55.4%	3.6%			

子どもの読書活動推進に関する法律

(平成十三年十二月十二日 法律第百五十四号)

(目的)

第一条 この法律は、子どもの読書活動の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、子どもの読書活動の推進に関する必要な事項を定めることにより、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって子どもの健やかな成長に資することを目的とする。

(基本理念)

第二条 子ども(おおむね十八歳以下の者をいう。以下同じ。)の読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであることにかんがみ、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない。

(国の責務)

第三条 国は、前条の基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第四条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、子どもの読書活動の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(事業者の努力)

第五条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、子どもの読書活動が推進されるよう、子どもの健やかな成長に資する書籍等の提供に努めるものとする。

(保護者の役割)

第六条 父母その他の保護者は、子どもの読書活動の機会の充実及び読書活動の習慣化に積極的な役割を果たすものとする。

(関係機関等との連携強化)

第七条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策が円滑に実施されるよう、学校、図書館その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

(子ども読書活動推進基本計画)

第八条 政府は、子どもの読書活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画(以下「子ども読書活動推進基本計画」という。)を策定しなければならない。

2 政府は、子ども読書活動推進基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

3 前項の規定は、子ども読書活動推進基本計画の変更について準用する。

(都道府県子ども読書活動推進計画等)

第九条 都道府県は、子ども読書活動推進基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該都道府県における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画(以下「都道府県子ども読書活動推進計画」という。)を策定するよう努めなければならない。

2 市町村は、子ども読書活動推進基本計画(都道府県子ども読書活動推進計画が策定されているときは、子ども読書活動推進基本計画及び都道府県子ども読書活動推進計画)を基本とするとともに、当該市町村における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該市町村における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画(以下「市町村子ども読書活動推進計画」という。)を策定するよう努めなければならない。

3 都道府県又は市町村は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画を策定したときは、これを公表しなければならない。

4 前項の規定は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画の変更について準用する。

(子ども読書の日)

第十条 国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるため、子ども読書の日を設ける。

2 子ども読書の日は、四月二十三日とする。

3 国及び地方公共団体は、子ども読書の日趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めなければならない。

(財政上の措置等)

第十一条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

「衆議院文部科学委員会における附帯決議」

政府は、本法施行に当たり、次の事項について配慮すべきである。

- 一 本法は、子どもの自主的な読書活動が推進されるよう必要な施策を講じて環境を整備していくものであり、行政が不当に干渉することのないようにすること。
- 二 民意を反映し、子ども読書活動推進基本計画を速やかに策定し、子どもの読書活動の推進に関する施策の確立とその具体化に努めること。
- 三 子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において、本と親しみ、本を楽しむことできる環境づくりのため、学校図書館、公共図書館等の整備充実に努めること。
- 四 学校図書館、公共図書館等が図書を購入するに当たっては、その自主性を尊重すること。
- 五 子どもの健やかな成長に資する書籍等については、事業者がそれぞれの自主的判断に基づき提供に努めるようにすること。
- 六 国及び地方公共団体を実施する子ども読書の日趣旨にふさわしい事業への子どもの参加については、その自主性を尊重すること。

文字・活字文化振興法

(平成十七年七月二十九日法律第九十一号)

(目的)

第一条 この法律は、文字・活字文化が、人類が長い歴史の中で蓄積してきた知識及び知恵の継承及び向上、豊かな人間性の涵養並びに健全な民主主義の発達に欠くことのできないものであることにかんがみ、文字・活字文化の振興に関する基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、文字・活字文化の振興に関する必要な事項を定めることにより、我が国における文字・活字文化の振興に関する施策の総合的な推進を図り、もって知的で心豊かな国民生活及び活力ある社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「文字・活字文化」とは、活字その他の文字を用いて表現されたもの(以下この条において「文章」という。)を読み、及び書くことを中心として行われる精神的な活動、出版活動その他の文章を人に提供するための活動並びに出版物その他のこれらの活動の文化的所産をいう。

(基本理念)

第三条 文字・活字文化の振興に関する施策の推進は、すべての国民が、その自主性を尊重されつつ、生涯にわたり、地域、学校、家庭その他の様々な場において、居住する地域、身体的な条件その他の要因にかかわらず、等しく豊かな文字・活字文化の恵沢を享受できる環境を整備することを旨として、行われなければならない。

2 文字・活字文化の振興に当たっては、国語が日本文化の基盤であることに十分配慮されなければならない。

3 学校教育においては、すべての国民が文字・活字文化の恵沢を享受することができるようにするため、その教育の課程の全体を通じて、読む力及び書く力並びにこれらの力を基礎とする言語に関する能力(以下「言語力」という。)の涵養に十分配慮されなければならない。

(国の責務)

第四条 国は、前条の基本理念(次条において「基本理念」という。)にのっとり、文字・活字文化の振興に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第五条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、文字・活字文化の振興に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(関係機関等との連携強化)

第六条 国及び地方公共団体は、文字・活字文化の振興に関する施策が円滑に実施されるよう、図書館、教育機関その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

(地域における文字・活字文化の振興)

第七条 市町村は、図書館奉仕に対する住民の需要に適切に対応できるようにするため、必要な数の公立図書館を設置し、及び適切に配置するよう努めるものとする。

2 国及び地方公共団体は、公立図書館が住民に対して適切な図書館奉仕を提供することができるよう、司書の充実等の人的体制の整備、図書館資料の充実、情報化の推進等の物的条件の整備その他の公立図書館の運営の改善及び向上のために必要な施策を講ずるものとする。

3 国及び地方公共団体は、大学その他の教育機関が行う図書館の一般公衆への開放、文字・活字文化に係る公開講座の開設その他の地域における文字・活字文化の振興に貢献する活動を促進するため、必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

4 前三項に定めるもののほか、国及び地方公共団体は、地域における文字・活字文化の振興を図るため、

文字・活字文化の振興に資する活動を行う民間団体の支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

（学校教育における言語力の涵養）

第八条 国及び地方公共団体は、学校教育において言語力の涵養が十分に図られるよう、効果的な手法の普及その他の教育方法の改善のために必要な施策を講ずるとともに、教育職員の養成及び研修の内容の充実その他のその資質の向上のために必要な施策を講ずるものとする。

2 国及び地方公共団体は、学校教育における言語力の涵養に資する環境の整備充実を図るため、司書教諭及び学校図書館に関する業務を担当するその他の職員の充実等の人的体制の整備、学校図書館の図書館資料の充実及び情報化の推進等の物的条件の整備等に関し必要な施策を講ずるものとする。

（文字・活字文化の国際交流）

第九条 国は、できる限り多様な国の文字・活字文化が国民に提供されるようにするとともに我が国の文字・活字文化の海外への発信を促進するため、我が国においてその文化が広く知られていない外国の出版物の日本語への翻訳の支援、日本語の出版物の外国語への翻訳の支援その他の文字・活字文化の国際交流を促進するために必要な施策を講ずるものとする。

（学術的出版物の普及）

第十条 国は、学術的出版物の普及が一般に困難であることにかんがみ、学術研究の成果についての出版の支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

（文字・活字文化の日）

第十一条 国民の間に広く文字・活字文化についての関心と理解を深めるようにするため、文字・活字文化の日を設ける。

2 文字・活字文化の日は、十月二十七日とする。

3 国及び地方公共団体は、文字・活字文化の日には、その趣旨にふさわしい行事が実施されるよう努めるものとする。

（財政上の措置等）

第十二条 国及び地方公共団体は、文字・活字文化の振興に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則 この法律は、公布の日から施行する。

第2次いの町子ども読書活動推進計画

発行年月：平成29年4月

編集・発行：いの町教育委員会事務局

〒781-2113 高知県吾川郡いの町1700番地1

TEL：088-893-1922

FAX：088-893-2121

いの町立図書館

〒781-2113 高知県吾川郡いの町元町41番地

TEL：088-850-4360

FAX：088-850-4362

E-mail：inolib@town.ino.lg.jp